

令和2年度決算審査特別委員会（第7回）

令和3年9月17日（金曜日）午前10時55分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について

- 1、町長への総括質疑について
- 2、各会計決算認定の採決について
- 3、報告書に記載する事項について
- 4、その他

○出席委員（16名）

委員長	横田 有 一	副委員長	川 上 弘 一
委員	平 松 俊 一	委員	池 田 誠 悦
委員	田 村 敏 郎	委員	稲 垣 明 美
委員	畑 中 静 一	委員	長谷川 生 人
委員	上 野 武 彦	委員	坂 本 繁
委員	澤 出 明 宏	委員	中 島 勝 也
委員	川 村 主 税	委員	中 川 友 規
委員	若 山 雅 行	委員	青 山 金 助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（11名）

町 長	中 宮 安 一	副 町 長	宮 田 東
教 育 長	與 田 敏 樹	総務部長事務取扱	
経 済 部 長	青 山 芳 弘	民 生 部 長	杉 原 太
		教 育 次 長	扇 田 誠
		兼学校給食センター長	
総務部総務財政課長	青 山 栄久雄	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経 済 部 土 木 課 長	佐々木 陵 二
学 校 教 育 課 長	倍 楼 司		

○本会議の書記

事務局 長 広部 美幸

書

記 妹尾 洋兵

午前10時55分 開会

○横田委員長 おはようございます。

ただいまより、第7回目の令和2年度決算審査特別委員会を開催いたします。

初めに、前回の委員会で確認された総括質疑事項をお手元に配付しております。

これより、令和2年度決算審査特別委員会の町長への総括質疑を行います。

町長をはじめ、皆様御苦労さまです。

総括質疑は委員長が代表で行い、町長から答弁をいただいた後、各委員から質問があれば受けていきたいので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○横田委員長 再開いたします。

それでは、町長に質問いたします。

1番、峠下2号線について、温浴施設の建設を前提に改良工事が進められた峠下2号線であるが、温浴施設の着工が大幅に遅れている。時期を間違ったのではないか。

2番、ふるさと納税について返礼品等のヒアリングを行ったが、令和2年度は歳入が約3,319万8,000円であり、この歳入に対してどう評価しているのか。

3番、峠下地区の振興に向け、役場内では縦割りから横の連携を強化すべきと考えるが、町長の見解を伺いたい。

4番、大中山小学校の電気暖房について、方式の決定過程に疑義があり、電気料金は当初の見込み金額と差が大きいことへの対応がなされていないが、見解を伺いたい。

5番、道の駅の借地について、オープン当初から町長は借地契約をできるだけ早く解消したい旨を述べているが、対応過程をお聞かせ願います。

6番、非常に残念であるが、職員の心疾患等の疾病や死亡が続いているが、職員の勤務状態や健康管理についてどのように把握し、指導しているのか。

7番、実質単年度収支が5年以上赤字が続いているが、これは基金の枯渇が原因なのは明らかで

ある。身の丈に合った財政運営というものをどう理解しているのか。

8番、昨年の決算委員会に指摘したが、平成27年度の道路整備完了については16件買収し、工事完了は1件、15件は未完了である。本年度もこの状況は進んでいない。町民の税金で買収し、地域の福祉向上に6年も完成完了しないのはなぜか。

9番、庁内の担当各課によって同じLPガスの購入方式が異なっている。大中山小学校はCP、MB運動価格を採用し、大中山出張所、大中山学童保育の複合施設は2か月に一度消費者協会が出している参考価格を基に決定する方式を採用している。庁内ではマニュアル化する考えはないのか。

以上であります。

町長、お願いします。

町長。

○中宮町長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、温浴施設の建設だけを前提に工事を進めたわけではございません。交通事故や他の商工業施設もあり、それら全ての利便性の向上や経済発展を考えた上で着手しております。

温浴施設も着工が遅れているわけではなく、ボーリング等は完了しており、コロナ禍の影響で事業内容と施工時期を再考している段階であると伺っております。

温浴施設の開業と併せて、道路を完了させるつもりで町道整備を行っているわけではございませんし、道の駅エリア全体の発展、活性化を目指して着手しておりますので、時期を誤ったという考えは全くございませんので、御理解願います。

次に2点目であります。

令和2年度のふるさと納税額は3,319万8,000円となり、前年度の4,228万9,200円から約2割ほどの減少となったところでございます。主な要因としまして、返礼品として人気の高い宿泊券が新型コロナウイルス感染症の拡大により寄附金額が低迷したことと考えており、本来であれば、もっと多くのふるさと納税が期待でき

たと思っております。

次に、3点目であります。

峠下地区の振興については、道の駅なないろななえを中心とした道の駅エリアにおける指定管理者制度を活用した施設運営のほか、隣接するダンシャクラウンジなど、民間の知恵や工夫をもって様々な企業の協力の下、地域振興を図っているところでございますので、御理解願います。

次に、4点目であります。

当初の見込み金額との差が大きいことへの対応がなされていないとは、体育館の暖房方式と解し、答弁いたします。

体育館の暖房の現地調査につきましては、冬期間に行う予定であり、7月9日開催の民生文教常任委員会において、その旨報告しているところでございます。調査内容としましては、体育館内の温度のモニタリング、暖房計器の設定温度の運用状況、体育館換気扇の動作状況などの確認となっており、その結果を踏まえて対応をしておりますと考えておりますので、御理解願います。

次に、5点目であります。

道の駅に関する土地貸借につきましては、令和19年3月31日までの期間として契約を締結しているところでございます。土地購入に向けた考えに変わりはなく、道の駅開業以降、7回にわたり相手方と面会しておりますが、その内容につきましては、今後の交渉に支障を来すおそれがありますので、差し控えさせていただきます。

次に、6点目であります。

職員の勤務状態や健康管理の把握については、これまで各担当課長において、時間外勤務の状況や職員の体調管理、適度な負担となっていないかなどを確認させておりましたが、それでは不十分などところもあったのではないかと改めて認識しているところでございます。

また、町には安全衛生委員会を設置しており、その中でまだまだやらなければならない職員の健康管理、衛生管理などの改善策があったのではないかとと思われるところであります。

今後は、職場環境の改善や職員の健康管理の徹底などを図るため、安全衛生委員会の定期開催はもとより、詳細な実態把握や適切な指導を行わせ

るとともに、担当部課長に対しても十分な目配りを行うことについて周知徹底を図ってまいります。

次に、7点目でございます。

実質単年度収支の赤字については6期連続となっており、この間、確かに財政調整基金をはじめ、各基金の現在高が減少したことは事実であります。これも老朽化した施設の更新や改修など、町民の安全・安心の確保などを優先して行ってきた事業によるものでございます。

また、そのことと並行して、この間行財政改革にも取り組み、基金の減少を抑えるべく職員には国からの補助金、交付金などの歳入確保に努力をしてもらった結果、基金総額については、平成30年度決算からその残高を維持するところまでとなっております。

今後も、さらなる行財政改革に取り組み、財政構造の転換を図ることへの努力を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、8点目であります。

平成27年度の道路用地購入は、4路線16筆の用地を購入しており、中野7号線については工事完了、桜町15号線については整備中で、本町側から整備を進め、住宅が張りついているところまでの整備は完了しており、現道未処理用地部分の寄附が完了しましたので、残りは住宅の張りつきの少ない箇所を整備を残すのみでございます。

藤城6号線につきましては、現在、最後の1件と用地交渉中でございます。用地買収完了とともに工事を再開いたします。藤城8号線につきましては、用地買収は完了、ビニールハウス等の補償も完了し、本路線は冬期のビニールハウスへの給油に道路が狭く困難だということで整備を始めて、狭隘部分については拡幅が完了しております。

平成27年度の道路用地購入路線は、完了しているかいなかと言われますと完了しておりませんが、現在整備中でございます。早期着手、早期完了を目指していきたいところではございますが、町全体の認定道路を効率よく整備、補修していかねばなりませんので、一極集中して整備することが困難でありますので、効率よく全体の整備を

図っているということで、御理解願います。

最後、9点目でございます。

現在、LPガスの購入方式については、各施設で異なった単価により購入をしており、これについては、総務財政課で取りまとめ、町内のガス供給業者と統一したい考えの下で協議を進めているところでございます。その協議も、年内中をめどに単価や契約方法について灯油、A重油の購入方式と同様に新方式への移行を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○横田委員長 質問のある委員の発言を求めます。ありませんか。

平松委員。

○平松委員 何点かお尋ねをいたします。

4番で、これは、民生常任委員会のほうに報告済みということで、それは確かにそうなのですね。私どもが問題にしているのは、当初から詳細な数字を出してもらいましたら、160万円くらいの電気代で済むということでスタートをしているところ、小学校全体で900万円くらいの電気代になっていると。電灯分だとか、ちょっとほかの分を除いたとしても五、六百万円は恐らく体育館の暖房費になっているのではないかと、正確な数字はね、これから調査で出すことになるのでしょうか。

普通に考えてね、例えば、この車を買ったらリッター30キロ走りますよと、それを当てにして買ったと。ところが、もう10キロとか12キロしか走らなくなったら、それはだまされたようなものだと思いますか。

それで、私どもは、その設計屋がどういった内容でということを出してもらいましたけれども、意外とお金払う側のほうは、平然とお金払っているというのが、それが不思議なのです。どう考えても、その差額が大き過ぎます。50万円くらいのものであれば、使い方がとか窓を開けたからとか、いろいろなことが考えられるかもしれませんが、2倍以上、下手すれば3倍近いお金かもしれません。

それを今まで調査しないで、これから冬になったらゆっくり調査しますというのはいかがなもの

かということで、再度御答弁を求めたいと思います。

それから5番目、道の駅の借地のことは何度も私も一般質問をさせてもらっていましたが、これは3月のオープン前の定例の議会で、町長が直々に、できるだけ早く解決したい旨をこの場所で述べているわけですね。それで7回面談をしていると、町長がやられたのかどうか知りませんが。

基本的に、やはりあれだけの広い借地で公共施設をスタートするというのに無理があったとは思っています。ですから、できるだけ早く、町長の任期期間中に解決していただきたいなという思いがあるのですが、この点についてはいかがなものでしょうか。

それから、最後の9点目ですけれども、今、理事者側のお考えは、軽油、灯油といったものと同じように、プロパンも統一したいという考えであるという御説明でしたが、当初プロパンの随意契約をした説明を求めたところ、答弁としては、施工業者の指定業者が町内には1社しかいないから、そこしか納入できないのだという答弁を繰り返していますけれども、これとそごがあるのではないですか。統一してどこでも入れられるという話になったら。そこら辺はどのようにお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 私のほうから、4点目の大中山小学校の電気暖房につきまして答弁いたしたいと思います。

議員御指摘のとおり、設計段階の金額と令和2年度の電気料金につきましては、乖離が認められてございます。これにつきましては、特別委員会でも申し上げたとおり、設計時の計算と学校での使い方についての調査をしていって、原因をはっきりさせてから皆さんのほうに報告をしたいということでございますので、御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○横田委員長 経済部長。

○青山経済部長 それでは、5点目の質問についてでございますけれども、オープン時から借地

ということですが、当初交渉した中で、なかなか買上げということができなかったということで、その状況を踏まえて、当時借地契約をさせていただき、令和19年3月31日までの20年間という形で契約をさせていただいております。

その後も、町長も答弁されてございますけれども、できれば早期に購入ということで、関係者に日常交渉してございますが、なかなかそういう雰囲気には持って行ってございません。

町としては、あくまで気持ちとして、こういふことで購入していきたいという町の考え方を説明はするのですが、なかなかそこまで町のほうの思うような理解をいただけていないということで、今後も交渉を続けていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○横田委員長 副町長。

○宮田副町長 9点目のガスの関係につきましては、御質問のほうで、今現在のガスの値段が統一されていないと、価格が違うという部分についてのお答えというような形の中で、町としては、ここにもあるとおりマニュアル化する考えはないかということに対してお答えをさせていただいておりますので、そのような形の中で統一して、何とか年内に統一した価格の中をお示ししていきたいということで御理解をお願いしたいなど。

今の質問については、質問が来ましたのでお答えしたということで、御理解をお願いしたいなど思っております。

以上です。

○横田委員長 暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時24分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

平松委員の質問から入ります。

平松委員。

○平松委員 結局、今までの審議の中で出てきた答弁が、また出たということなのですね。

今、もう一回、順番に質問し直しますけれども、4番に関しては、設計値と大きな乖離があるから調査していくという御答弁。町長も担当部長

も、そういうことなのですね。

私は、最初の年から設計した人に、こんなに金払わなければだめなのは誰に責任があるのだということをおっしゃるべきだったと思うのです。それを払ってしまって、特別委員会で追及されてから、調査しますというのがおかしいかなと思うのです。

今いっぱい経費を節減しなければ駄目なときに、聞いていた話と違うぞと。だから、我々に言われる前に、既に教育委員会なり総務なりのほうが、全然あなた方の説明されたのと違うのだけれどもこれどうしてくれるのということがまずなかったと思うのでね、そこに落ち度があったのではないのかなということが、もう一度聞きたい点になります。

それから、道の駅の借地は、図面を見ていただくと、売らないと言っている人が押さえている面積を見ますと、道の駅の機能として成り立たないところを想定して始めているのですよね。ところが、道路の改良なんかしようと思ったら、道路の用地買収が、全線ではなくて、何区間かに分けてやるなら話は別ですけども、基本的には、用地買収が整わなければ着工しないという方針で多分道路のほうはやっていると思うのですけれどもね。道の駅は、あの場所ありきということでスタートしてしまったという感じが強いのですが、何とか町長のお力で、後世に問題を残さないように何とか早く解決をしていただきたいという思いがありますので。

それから、最後のプロパンの話は、違うと思えますよ、今説明されたことが。そもそもの話が違っているのですからね。

随意契約をした理由が、今回の質問文と違うということをおっしゃいましたけれども、そうではないと思いますよ。もともとそこしか入れられないという前提でずっと話が進んできていて、それを統一するという話になったら、最初の条件というのは無視されるということになるわけですからね。

○横田委員長 平松委員、すみません。9番の中にそういう随意契約について云々というのは入っていないので、そこはちょっと気をつけて質問し

てください。

○平松委員 価格の決定方式を統一するという事ですよね、御説明は。だから、それはできないのではないですかということを行っているのです。

○横田委員長 細かい話も出ているので、そこは担当課で答弁できる人がいたらお願いします。

副町長。

○宮田副町長 ちょっと順番違いますが、プロパンガスの関係についてお答えしてまいりたいと思います。

質問に沿って町長のほうから答弁させていただいたというような形で、質問の内容ということで、今、統一できないのではないかという話でございますが、現在も統一するような形の中で協議を進めていますと。何とか年内に統一の形にも進めるというお話につきましては、一般質問の中でもお答えしておりますので、そのような形で努力させていただくということで、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○横田委員長 町長。

○中宮町長 4点目の関係でありますけれども、7月9日の民生文教常任委員会の中でも、これは暖房費ですから、夏にはちょっと調査できないのですね。ただ、平松委員がおっしゃる放ったらかしていたといったらちょっと変ですけども、そういうことで、むしろ我々側から指摘される前にやるべきだというのは、これは極めて反省すべき点だなというふうに私は思います。

でも、これからの話をしますと、そうやって今、民生文教常任委員会の中でも、そういうことで進めさせていただいておりますので、これは何としてもこの冬の間に、そこの状況をしっかりとつかんで対処していきたいということで答弁をさせていただきましたので、そこのところはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、道の駅の借地の問題でありますけれども、借地というのはいまよくないなということで、私は、早期に買収をしたいということをこの場でも議会の場でも答弁をさせていただきました。その気持ちには変わりはありません。で

も、任期中にということであれば、これは非常に難しいです。やはり相手のあることでありますし、現在の契約状況が令和19年3月31日までの契約を結んでいるという状況なのです。それを崩していくということになりますので、当然、相手方とよくお話しをしなければならないということで、任期中にそれに向けての努力はさせていただきましても、では任期中に解決しますということには、既存の契約の関係もございまして、これは非常に難しい問題だろうというふうに思いますけれども、努力はさせていただくということで、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○横田委員長 よろしいですね。

あと、ございますか。

田村委員。

○田村委員 ナンバー6の職員の健康管理と職場環境の改善について、もう一度見解をいただきたいと思いますが、職員の心疾患、精神疾患などの疾病、そして死亡が残念ながら続いているというようなことで、やはり疾患や死亡という職員には家族があり、あるいは親族があるというようなことで、非常に職員にとっては心が痛む状況だと思います。

総務課からの説明を受けまして、その中では組合との36協定が昭和56年提携しました。それ以後、平成31年の法改正も見直し、整備が現在されていないということと、それから職員の時間外の最高が月に143時間、年に722時間というふうになっている。法令に定められた時間を超えている。極端に言うと、それだけ命を危険にさらしている状況ではないかというふうに私は危惧しているところでございますけれども。また、管理職の法定外労働時間の実態というものは把握できていない。

安全委員会の開催については、平成28年、29年、令和元年については年1回開催して、そして平成30年、令和2年は開催されていないという状況であります。

最後に発言があったのは、公務災害は否定できない。これは何を意味するかということは、明らかであります。というのは、実態が全く把握さ

れていないで、遺族あるいは本人から公務災害だと言われた場合に、胸を張って役場がそういうことはありませんと言えない状況にあるということなのです。私は、この責任は非常に大きな問題ではないかというふうに認識しております。

そこで、町長に伺うわけでありますが、自ら懲戒処分を科して、自ら襟を正すべきと私は考える。これだけ、私は職員に対して重大な責任を持っているということを考えると、やはりきちっと自らに懲戒処分を科して、襟を正して、きちっとした方向を示すべきというふうに考えますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○横田委員長 町長。

○中宮町長 いろいろな御指摘をいただきましたけれども、基本的には、やはり私どもは地方公共団体でありますので、法令を遵守するというのが私は第一だというふうに思います。

今、私の襟を正せということでありましたけれども、私はその前に、法令を遵守するような、できるように、しっかり調査をきちんとやって、法令遵守に向けて、まずは頑張ってもらいたいというふうに考えますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○横田委員長 あと、ありますか。

若山委員。

○若山委員 質問の1、2、3、5について再質問させていただきたいと思います。

まず、1番目の峠下2号線についてですけれども、温浴施設については、民間施設なので計画があったり遅れたり、いろいろなことがあると思うのですけれども、今の町長の答弁でいくと、温浴施設がなくても峠下2号線はやらなければいけない道路だということをやったのだというふうに考えてよろしいでしょうか。

先ほどの答弁の中で、道の駅地区の発展に寄与する道路だということであったのですが、温浴施設がもしないとして、あそこの道路だけ300メートル、今回、今年度の予算にも入っていますけれども、直したときにどのような道の駅地区に貢献するような内容があるのかどうかですね。明らかに温浴施設ができて、あそこの道が生きて

くるのかなと、今回改修すれば生きてくるのかなというふうに思っているわけです。

去年の予算のときにも話したのは、できてから道路を造っても、道路を造るなというわけではなくて、できてから道路を修正しても遅くないのではないかという意見を出させてもらって、けれども進めたという経緯があって、それでどうなのかということなので、その辺のところを再度お聞かせいただければと思います。

それと2点目について、ふるさと納税は財源として非常に貴重なもの、3割負担しなければいけないということで、果たして全体的に全国的にプラスになるかどうかという微妙な問題はありますけれども、ほかの市町村が一生懸命やってる以上、我々もやらざるを得ないし、財源として確保しなければいけないのだろうなと思います。

去年の成績が3,300万円、その前が、町長お話ししましたが4,200万円ということで減っているわけです。けれども、件数だけみると1,445件だったのが1,483件と増えているわけです。だから金額の回数が少し低くなったけれどもファンは増えているのかなという、いろいろな評価ができるのだと思うのですけれども。

やはり返礼品に頼った形で収入を増やすしかないと思うのですけれども、委員会の中でいろいろ質問したのですけれども、返礼品に対する工夫だとか、どういうふうにしてというところで、ホテルという話は出てきて人気があるような話でしたけれども、今年度、大きな目標を立てて予算が上がっていますけれども、今年度の見込みというのはどのような感じなのかね。委員会の中では、今年度の話についてはちょっといかがなものかと言われたのですけれども、今現在どのような推移で、今後どのように行くというふうに町長は考えているのかね、そこを教えていただければなと思います。

3点目については、縦割りからの連携とか何とかと分かりづらいかもしれないけれども、僕が言いたかったのは、道の駅の隣接でレストランを営業して、その融資としてふるさと財団の資金は政策推進課が担当してやっている。だから、そこでの営業成績だとかは報告を受けてしているの

だけれども、実際、道の駅のエリアを担当している商工観光課が決算内容を把握した上で、どのような支援体制をしていけばいいのかというようなことが必要なのではないかなということで、るる聞いていったのだけれども、申し受けた資料はほかの課には見せられないというような厳しい情報管理をしているようなのですけれども、相手にきちっとお話をして、商工観光課もきちっと見て、今後の運営についてできる限りの町としての支援とか相談とかというのをしますよというような形にならないものかなということで、政策推進課に決算書をしまってしまうのではなくて、町としてほかに開示するというのではなくて、方内でどのくらい売り上げが伸びているのか、利益率はどうなのか、もうかっているのか、もうかっていないのか、そこをきちっと担当する商工観光課が把握すべきではないかなということで、このような表現になったのですけれども、ちょっと逸脱しているかもしれませんけれども、そのところの町長のもらった情報をどう活用するかということについての考え方を教えていただきたいなと思います。

それと、あと5点目ですね、道の駅の借地権についての関係なのですけれども、これは僕が議員になる前の話のようなので、購入して進めたいと町長がおっしゃっていたということなので、まだ購入していないのはどうしてなのかということで応接記録というのですか、交渉録というのですか、そのようなものを出してもらって、実際こういう困難な案件なのだということを我々も知っていたのですけれども、今後の交渉のために出せないということなののですけれども、どのような理由で今後の交渉に影響があるのか。我々議員も守秘義務はきちっとしていますので、そのところはこういう交渉をして、交渉が困難……。

○横田委員長 若山委員、今の件は、町長が先ほど答えていますよね。交渉過程について、微妙なところがあるので出せませんよということは言っていると思うのですよね。僕は、理由を言ったと思っているのですけれども。

○若山委員 どうしてそれを議員が見てはいけないのかなという、そのところは答えになってい

なかったと思うのですけれども。

○横田委員長 答えたと思います。そういう微妙な交渉中ですから、それを出してしまうとまずいので、そういうものを出さないで、あとは本当にあれのほうは……。

○若山委員 分かりました。そうしたら質問を変えます。

交渉しているかどうか、我々ちょっと確認のしようがないので、そういうことで要求したのですけれども、今のようなことで支障があるということなののですけれども。

逆に、借地を令和19年まで続けるような形になって、それから購入するとかというときに、町として損得勘定というのは変ですけれども、買収するのが遅れば遅れるほど町の負担というか支出が増加するのではないかと。その辺の発想は、当然そう思うからこそ早く買収したいということだと思うのですけれども、それができていないという状況であれば、気持ちとしては今でも買収をすぐにしたいということなののですけれども、方針が変わったような感じなのでね、きちっとこういう状況なので借地のまましばらく行かざるを得ないとかというようなことをきちっと説明したほうがいいかなと思って、そのところを町長にもう一度確認したいなと。

以上です。

○横田委員長 若山委員、今言っているところ、僕が委員長として聞いていたのでは、ほとんど説明していますので、そのところは必要ないと思うのですよ。申し訳ないですけれども、それ以外のところは町長にお答えいただきたいと思いません。

町長。

○中宮町長 まず、温浴施設の峠下2号線の関係でありますけれども、確かに契機になったのは温浴施設が来るぞということで、私は、多分議会の答弁でも企業誘致の一つだぞということも言ったというふうに記憶してございます。

そういう意味では、整備する契機にはなりましたけれども、それ以前に、事故があるとか、あるいは違う施設があるので少し整備してあげると大分よくなるなど。そして、それがイコール道の駅

のエリアとしての活性化にもつながっていくだろうという意味合いで事業を着手したということで、そこは御理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、ふるさと納税の今年度の見込みということですが、状況は詳しくは私も把握しておりませんが、ちょっと増えているぞということは聞いております。

ただ、この3月に第1回定例会で皆さんに御議論いただいて、予算特別委員会の中でも議論いただいた中での予算決定でありましたので、私はそれに向けて達成できるようにしっかりこれからの任期の中で、3月までの間にきちんと目標に向かって頑張っていくということを申し上げたいというふうに思います。

それから、ダンシャクラウンジと道の駅との関わりですけれども、これが、私はしっかり連携させなければならないということは前から申し上げております。そして、なかなか決算の状況で、私達は決算報告書といいたいでしょうか、それをもらうというのは、ふるさと融資を受けていますので、それらをきちんと返していけるのかというところに着眼して見ていっているわけですね。そのほかに、もちろん道の駅も、あるいはダンシャクラウンジも、どちらも切磋琢磨して、いい状況になっていくというのが望まれるところでありますので、それに向かってしっかり指導をしている。

小さな話かもしれませんが、私のほうも、あるときに道の駅のほうに随分お昼ご飯時期にたくさんお客さんがいたのです。ダンシャクラウンジのほうにあまりお客さんがいないという状況でありました。そういう状況を見て、私は今の支配人に言ったのです。とても素晴らしい建物です、あれはね。ちょっと敷居が高いといえば高い。でも、それなりにお客さんも来ている。ただ、食事ができるというサインがないのですよ、なかった。今あるかもしれませんが、サインがない。だから、あの素敵な建物とマッチするような食事ができるよという、メニューを写真に出してというのでは多分あそこでは似合わないと思うのです。だからそういうことではなくて、何とかしてナイフとフォークをもう少し工夫された形

で、ここは食事もできるんだということをきちんとアピールするような工夫というのも必要ではないでしょうかということも、私自身も非常にそういうことを危惧しておりますので、どちらかがが駄目になっていくというのはとても嫌な話ですので、そういうことを進言させていただいております。

そして、その気持ちは、私は担当課である商工観光課も全く同じ気持ちで進んでいる。そしてそのようにやっているというふうに私も認識しておりますので、そのことをこれからも続けていくように指導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○横田委員長 よろしいですか。

あとはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 以上で、町長への総括質疑を終わります。

町長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時01分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開します。

経済部長、商工観光課長の出席をお願いしております。

田村委員より商工観光課所管分で新しい生活様式対応支援事業の支払事業名を表示した資料請求について、説明をお願いしたい。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 このたびの資料の黒塗りの対応につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回のこの事業につきましては、実施主体が七飯町商工会ということになっておりまして、商工会に対して改修等の補助申請を行い、商工会で決定をして、そして町の補助金を活用して交付をしていくというようなことで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、事業活動を支援するというような趣旨でございます。

それにつきまして、今回、個々の事案に対する決定権は七飯町商工会が有しておりまして、今回

の黒塗りの部分の事業者名を記載していないという部分につきましては、情報公開条例第6条及び個人情報保護条例第16条等にありますとおり、事業運営上の地位、または社会的な地位が不当に損なわれることなどが危惧されるため、事業者を特定できる部分について黒塗りをさせていただいたところでございます。

なお、閲覧につきましては、管理された会場内に設置されて、閲覧をもって検査を完了するということですので、極めて高い機密性が担保されているということでこのような対応となっているということで御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 もう一度確認したいのですが、この黒塗りの事業所名というのはどういう意味といえばおかしいのですけれども、事業所名というのは、この中のどれを指すのか。例えばですよ、事業所名というのは申請した事業所名なのか、私が要求した意図の事業所名というのは、納品した事業所名なのです。申請したではなくて、分かります。そういう意味合いで、私はこの事業所名が黒塗りになるというのはおかしいのではないかと。

確かに、ここに実施機関の開示義務というのはありますよね。その中には、個人に関わるものとか、個人の財産にこれはなるのだろうと思うので、それについては理解するのですけれども、私が意図としたのについては、事業所名というのは納品する側の事業所名ということで私は理解していたのですよ。

もし違うということであれば、今、課長が言うように、申請した側の事業所だと思えるのですよね。それであれば、この公開条例にはそれなりの文言が出ていますから、それは理解するのですけれども、納品する側というのは公開しても構わないということで、もしこの黒塗りが申請した事業所であれば、これはこれで理解しますけれども、そうしたら新たに納入した、要は、申請を受けて、品物を物品を納入した事業所のリストをいただきたい。そういうことで理解していただきたいのですけれども。

○横田委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今のお話で、そごがあったということが分かりました。

あくまでも、こちらのほうで黒塗り提出させていただいた事業所名につきましては、これは申請者ということになります。それぞれの申請に基づいて、例えば、購入した対象物品や対象の改修、そういったものに対して補助をするという制度ですので、この事業自体は、いわゆる申請者単位で事務処理がなされてきておりましたので、その黒塗りはそういう部分でありました。

今ありました納品ということになりますけれども、残念ながら納品につきましては、その単位で集計はしていないので、それぞれ申請の段階に申請者がその物品を買いましたということで領収書なり、そういったものを添付していただいで確認をするというような基本的な作業になりますので、納入者ごとの単位で集計とかというのは、事業の性質上、資料がないということで御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○横田委員長 課長、例えば今でなくても、商工会にお願いして、その部分と納品したものが何かということ、時間かかっても出してもらおうということとはできないのですか。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 一応、先ほどお話ししたとおり、七飯町商工会の実施事業でして、そして既に完了している部分もありますので、どちらかという商工会にお話があって、商工会のほうでどう対応するかというような判断になるのかなと思っています。

○横田委員長 それでも、例えば、反対に補助金が出ているのだから、それは当然商工会に監査に入るといふこともあるのだから、そのときにそういう資料を用意してくださいといふことがあると思うのですよね。向こうは用意すると思うのですよ。それについて個人情報だとかいふものに関係ないのであれば、それはもらえないのですか。

暫時休憩します。

午後 1時08分 休憩

午後 1時15分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開します。

田村委員に対する答弁より入ります。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 貴重なお時間を費やしてしまい大変申し訳ございません。

先ほどのご質問に対しまして御答弁をさせていただきます。

先ほどお話したとおり、申請者単位で補助事業を設定して、実施をして、お支払いをして、決算をしているというスタイルだったものですから、私どもはその先の書類における購入事業者といったところまでの集計等は行っておりませんでした。

しかしながら、実施主体であります、七飯町商工会に関しましては、少なくともその資料が存在するかどうかは確認させていただきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

○横田委員長 よろしいですか。

経済部長、商工観光課長、ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

以上で、当委員会に付託された認定第1号から認定第7号までの令和2年度一般会計、令和2年度4特別会計、令和2年度水道事業会計及び下水道事業会計の、以上7件に係る担当課への聴取、調査及び町長への総括質疑は全て終了いたしました。

以上で、当委員会に付託されました7件の決算認定の審査は、終了いたしました。

お諮りいたします。

これより、討論、採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、1件ごとに行いたいと思っております。

が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、討論、採決は、1件ごとに行うことに決定いたしました。

最初に、認定第1号令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

まず、反対討論から。

平松委員。

○平松委員 第1号令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。私は反対の立場での討論をさせていただきます。

2点あります。

先ほど、町長のところでもお話した内容と同じなのですが、大中山小学校で、暖房費の相当な当初のもくろみと違うお金を町としては払っています。これは、払う段階ですぐ分かった話だと思います。それを既にもう2年近く放置していると。やっと最近、調査をしますという答弁が出ましたが、これは明らかに町民に対しての背信行為であると思っております。金額にすれば、多分500万円か600万円くらい、当初よりも違う金額を払っていると。この責任をきちんと追求しなかったということは、これは町民に対しての背信行為であるというのが1点。

それから、道の駅の借地問題であります。これは何回も話が出てます。そのたびに、相手があることだということで先延ばしになってきていますが、基本的に借地で始めたこと自体に問題があるわけです。そのときの町長の答弁は、ここの席で、できるだけ早く解決しますということをもう4年も前に皆さんに宣言をしているわけですから、それをきちんと果たしていただくということは大事なことだと思いますので、今回の決算審査は反対をいたします。

以上です。

○横田委員長 賛成討論はありますか。

川上委員。

○川上副委員長 ただいま平松委員のほうから、令和2年度の決算につきまして反対討論が述べられましたけれども、私は、町長質疑に対する賛成討論という立場で話をさせていただきたいと思

ます。

町長質疑につきましては、どちらかといいますと、令和2年度の決算に関するものは少ないと感じておられて、どちらかといえば将来の施策に関するものでの討論があったように聞こえてきました。

それでは、町長への総括質疑での賛成討論をいたしたいと思えます。

1番目から順番に行かせていただきます。

1番目は、峠下2号について、温浴施設の建設を前提に改良工事が進められたのではないかとこの御質問でございますけれども、町長が答弁されましたように、温浴施設の開業を見据えて道路の工事を進めたわけではないと、交通事故の防止等を考えて着手したものであると。

温浴施設につきましては、コロナ禍の状況でございますが開業が遅れていますけれども、このことは、今の状況を考えますと仕方がないことだと思っておりますので問題はないことだと思っております。

2番目のふるさと納税についてでございます。

これも、町長の答弁がありましたとおり、令和2年度のふるさと納税額が下がりましたけれども、コロナウイルス感染症の影響によりまして、今まで返礼品として高額で人気のある宿泊券といいますか、ホテルの宿泊券が思ったより人の動きがなくて低迷した値となって出て、これについてはコロナ禍の状況でありますので致し方ない状況だなというふうを感じるもので、このことにつきましても問題はないものと思っております。

それから、3番目の峠下地区の振興に向け、役場内では縦割りから横の連携を強化すべきと考えるのか、町長の意見を伺いたい。これは、答弁にもございましたように、道の駅なないろななえ、ダンシャクラウンジ、そして今度できる温浴施設に対して、今後も地域振興のために支援策を含めた課題の解決に向けて努めていくとはっきり言われましたので、このことにも問題はないと思っております。

それから今、平松委員が言いました大中山小学校の電気暖房について、あまりにも当初の設計の電気料と実際に使われた電気料に格差があるので

はないかということでございますけれども、これは教育委員会のほうから答弁ございましたけれども、今年の冬、これから冬になって調査を進めていって電気料金が軽減できるような方向を見つけて進んでいきたいという答弁がございましたので、こちらは一冬越さなければなかなか今の段階では見えてこない。教育委員会のほうでも調査を十分して、経費の節減に努めていきたいという答えをもらっていますので問題はないと思えます。

次に、道の駅の借地でございますけれども、令和19年度までの借地契約を結んでおります。先ほどの答弁では、相手があることなので、これまでは7回交渉を続けてきているが少しでも早く買取りができるようにこれからも交渉を続けながら努めていきたいとの答弁をいただいておりますので、この問題につきましても解決に向けて御努力されるということで問題はないと思っております。

実質単年度収支5年以上赤字が続いておりますが、これは基金の枯渇が原因なのは明らかであるということにつきましては、当然どうしても実施しなければならない事業、小学校だとか給食センターなどを含めまして行ってきたわけでございますので、基金の枯渇も今のところは仕方がない現状であると認識しております。今後につきましては、行財政改革に努めていくと、そして経費を削減していくという答弁がございましたので、頑張ってくださいなと思っております。

それから8番目、昨年の決算委員会で指摘した平成27年度道路用地の購入につきましては、16件買収し、完了工事は1件、15件は未完了であるということでございます。確かにそうでございます。残りの15件につきましては未完了でございますけれども、今後はほかの路線については現在少しずつではありますが整備を進めている現状であるという答弁もいただいております。

今後は、全体を見通して効率よく整備を図っていくとの答弁をいただいておりますので、決して買収した用地が無駄にならないよう工事を効率よく進めていくという答弁をいただいておりますので、問題はないと思っております。

最後の9番目、庁舎内の各担当課によって同じ

LPガスの購入方式が異なっている。このことも副町長の答弁にございましたように、今日の町長の総括質疑でもありましたけれども、大中山小学校のガスの単価につきましては、現在、町内のガス業者と協議を進めているところであって、新しい価格の算出による統一単価という新方式への移行することを今年の12月中までに実施していきたいという答弁を受けておりますので、問題はなかろうかと思っております。

これらのことを踏まえまして、以上のことから、今回の決算審査においては、不認定にいたる理由には直接つながらないと思っております。

また、決算を不認定にするということは、主にですけれども、単純な計数ミスを理由とする場合、また不正な経理などがある場合、また不具合な補助金の支出があった場合、地方自治法に違法する事項などが挙げられておりますが、令和2年度の決算につきましてはそのような例は見当たらず、不認定とする理由にならないと思っております。

以上のことから、令和2年度の一般会計の決算を不認定とするまでの理由にはないと考えておまして、認定すべきと判断しておりますので、賛成の討論といたします。

以上です。

○横田委員長 ほかに討論はありませんか。

若山委員。

○若山委員 それでは、令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から意見を述べさせていただきます。

決算審査は、予定どおりに税金や補助金が入ってきたか。税金が決められた目的に従って支出が行われたか。税金が決められたとおりに使われているか。さらに、支出された税金の効果は十分上がっているかです。

認定とできないのは、8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁新設改良費、社会資本整備総合交付金事業、道路の峠下2号線用地測量設計委託料、改良舗装工事、用地購入費、補償補填及賠償金、合計1億4,018万4,683円についてです。温浴施設の建設を前提に改良工事が進められたが、その温浴施設の着工が大幅に遅れており、

完成を待って着工しても遅くはなかったのではないかと。ほかにもっと先に新設改良すべき道路があったのではないかと思います。

また、ふるさと納税について、返礼品等のヒアリングを行ったが、今年度令和3年度は3倍に増額するとはとても思えませんでした。

さらに、道の駅の借地契約について、土地の購入を交渉しているとのことで、交渉記録の提出を求めましたが、応じてもらえませんでした。これでは本当に交渉しているのかどうか確認できなかった。交渉ごとで相手があることは十分承知しているが、方針を変えざるを得なかったのであれば、町民あるいは議会に十分説明すべきではないか。

それと、監査委員の監査決算審査の意見についてから引用させてもらいますけれども、実質単年度収支が5年以上赤字が続いている。自主財源の構成比が30%台から24.6%に低下している。法人町民税が1,500万円減少している。町税の不納欠損額の増加が認められます。公債費の12億2,100万円から13億7,600万円へ増加、12.7%増加、利子は減っているのですけれども、公債費の支払いが増えている。

それと、監査委員の審査の意見として、一番最後のページに、こうした状況乗り越え、将来にわたって健全な財政運営を維持し、安心・安全なまちづくりを進めていくためにも、地方債残高の抑制や新たな自主財源の確保、入札執行、契約方法や補助金交付方法の見直し、事務事業の優先度、緊急度の精査による経費節減などに十分留意し、多様化する行政事業に対応しながら最小の経費で最大の効果を上げられるよう努めていただきたいというまとめになっていますけれども、これは、昨年と全く同じ文言が書かれているわけです。改善されているというふうには思えません。

以上より、令和2年度一般会計歳入歳出決算書について、認定するべきではないと判断しました。

以上です。

○横田委員長 ほかに討論はありませんか。

澤出委員。

○澤出委員 私は、認定賛成のほうに立脚して立

論したいと思います。

これはあくまで是々非々の問題ですので、どちらがどうという話ではないと思いますけれども、先ほど行われた町長総括質問9問については、同僚議員の方が一々精査なさったのであえて言うことはないのですが、それぞれ出てきた御質問については、町政についてこうあるべきであるといったべき論がほとんどで、これはあくまでも論者の主義主張という部分と、あと、行政側のやり方の問題なので、裁量権と前回のときも言いましたけれども、そういった中身に入ってくる問題かなと思います。

ですから、どちらがいいとか悪いとかではなく、総括質問について9問ありましたが、それぞれ一理ある話であるなという部分で納得できましたが、ただその前にやっていた決算審査が4日間行われましたが、これの間に、例えば計数ミスであるとか、重大な明確な法令違反があったといった事例というのは全く私の中では認定できませんでしたので、含めてその後出てきた、例えば大中山小学校の暖房費の問題も、私も納得はできない部分はありますが、原因究明をなさっていくということもありますし、例えば地政学上の問題であるとか、回路だけの問題ではないかもしれないので、あくまでこれは調査が終わった段階で判断すべきところであって、今の段階でそれをもって決算の認定に持ってくるような話ではないのかなという部分で、私も1期目ですから、まだその辺のところも稚拙な考えかもしれませんが、一応是と非で考える中では、そう判断します。

あと、借地の問題ですね。これもやはりやり方の部分もありますが、あくまで土地を売る売らないというのは個人の所有権の問題ですので、なかなかそこに行政が割って入ってくる、土地の収用の問題に入ってくることになりますから、そういうレベルの話でもないと思うのですね。

実際、交渉しているところをつまびらかに開示するということができないような中身もあるでしょうし、なかなか難しい判断だなとは思いますが、やり方のところから追っていってしまうと全部なし崩しになってしまうので、あくまで定期借地権20年ということでやってしまった以上は、

粛々と折衝を続けていくほかはない問題だというふうに判断します。

ですから、やり方が悪いとか言われても、なかなかそこを改善するというのは、売主もあることですので難しい問題かなということで、これもまた判断の中でべき論の部分、こうするべきというべき論の部分かなと思います。

その他、ふるさと納税の問題、その他もありますが、おおむねやはり意見の相違というか、行政の裁量の中での判断と我々議員という立場での判断というものの相克するところがありますので、一概に対立したことによって明らかな法令違反とかがない限りは決算を否決するような中身の判断をするような材料にはならないのかなと私の中で判断いたしますので、今回の決算については、賛成の立場で立論をさせていただきました。

以上です。

○横田委員長 ほかに討論はありませんか。

田村委員。

○田村委員 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定については、認定反対の立場で討論に参加してまいりたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、職員の労働時間、職員の働く環境の問題であります。昨日の総務課の説明から言いますと、36協定未整備、時間外、法定100時間のところ143時間、これは月でございます。年間720時間のところ722時間、これは明らかに法令違反であります。それから、管理職の法定外労働時間の把握がされていない。労働安全衛生委員会が、全く機能していない。これらをもって容認できるかどうかですよ。

二つ目は、実質単年度収支については、基金があのように枯渇している。まさに、これについては計画性が感じられない、改善が見られない。総額の基金、財政調整基金の金額、それがすり替えられて、総額の基金が幾らという議論にすり替えられている中では、到底容認できるものではありません。

それから、道路用地の問題であります。平成27年6年前、町民の税金で買収、それがまさに昨年度の決算委員会でも指摘したとおり15件、1

件は完了しましたけれども15件が未完了。それも、今年度についても全く進展が見られていない。これはまさに、行政の怠慢であると同時に、近年の進捗状況を見ますと、かなりの率で完了が進んでいる。これはやはり地域の公共福祉のなおざりであります。やはり2年、3年のうちにきちっとした完了をするというのは、行政として私は当たり前だと思います。それが無いということで、当然、容認はできません。

4点目は、調査をした結果、補正額よりも不用額が大きい。例えば補正額が10万円であれば、不用額が20万円、あるいは30万円、40万円という現象が6件あります。これをどう捉えるかです。やはりこれは職員の予算執行事務の不手際です。なぜ補正するのですか。やりくりをきちっとして、絶えず予算に向き合ってやる。町民の税金をいかに効率よく使用していくのかということを考えると、まさに6件もこういう状況があるということは、ゆゆしき私は問題だと思います。

今までの討論の中では、法に抵触していなければよいという考え方もあるかもしれませんが、法に抵触する以前の自分たちが決めたルールの中で最大限、行政を展開していく。これは当たり前のお話ですよ。法に抵触するのであれば、私はこのような特別委員会はいらない。98条の特別委員会も要らなければ、100条も要らないのですよ、皆さん。そうならない前段で襟を正すというのが、我々の使命ではないでしょうか。これを容認するという事は、私はどうしても納得いかないのです。皆さんの良識を期待いたします。

以上、発言を終わります。

○横田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

認定第1号令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○横田委員長 起立多数であります。

よって、認定第1号令和2年度七飯町一般会計

歳入歳出決算認定について、賛成多数で、原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第2号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第2号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第3号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第3号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第4号令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第4号令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第5号令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第5号令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第6号令和2年度七飯町水道事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第6号令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第7号令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 討論を終わります。

これより採決を行います。

認定第7号令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定するものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定するものと決しました。

以上で、討論、採決を終わります。

上野委員。

○上野委員 先ほど、第1号の決算認定に際して、賛成の人の起立を願いました。言いましたよね。そのとき起立したのは6名なのですよ。それなのに、決算認定がされたという判断をされて、反対の起立をさせていないのですけれども、6名で成立するのですか。これについて確認してください。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

報告書については、委員長、副委員長において9月21日の委員会に報告書案を提出したいと思いますが、報告書に記載したい事項等を希望する委員の発言を求めます。ありますか。

田村委員。

○田村委員 先ほど申しました反対討論の内容を載せていただきたい。特に職員の働く環境。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時10分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

報告書については、委員長、副委員長においてまとめ、9月21日の委員会に報告書案を提出したいと思いますが、報告書に記載したい事項を希望する委員の発言を求めます。

田村委員。

○田村委員 町長総括のときにも出ましたけれども、職員の健康と、それから職場の関係について載せていただきたいと思います。

これは、一つということだけでなくもいいですね。それであれば、道路の関係でございますけれども、16件中15件が未完了だという部分を載

せていただきたいと思います。

以上です。

○横田委員長 あと、ありますか。

平松委員。

○平松委員 反対討論いたしました電気暖房の金額があまりにも離れている点と、道の駅の借地の問題を書いていただければありがたいです。

○横田委員長 あと、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 そうすると、田村委員と平松委員から言われた町長総括で言った内容について記載すると、それでまとめていきたいということで。まとめについては委員長、副委員長、それから事務局でということよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 ありがとうございます。

御異議ございませんので、9月21日の報告書案として提出します。

お諮りいたします。

本日の予定していた審査は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 御異議なしと認めます。

次回の委員会は、9月21日10時からということで予定しておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時13分 散会

